

市第95号議案

横浜市民生委員の定数に関する条例の制定

横浜市民生委員の定数に関する条例を次のように定める。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市民生委員の定数に関する条例

民生委員法（昭和23年法律第 198 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、民生委員の定数は、200 以上 440 以下の世帯につき 1 人の民生委員を置くことを基準として規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、民生委員の定数を定めるため、横浜市民生委員の定数に関する条例を制定する必要があるので提案する。

参 考

民生委員法（抜粋）

第 4 条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。

（第 2 項省略）

第 29 条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下本条中「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。